平成２１年（フ）第１４７号
山口県下関市後田町５丁目９番10号　第２ヒカリビル201号
債務者　山本　賀一
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
山口県下関市東観音町12番６号
債務者　田口　尚乃
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
山口県下関市垢田町１丁目２番12―103号　アーバンK、前住所福岡県福岡市博多区西春町２丁目３番２号
債務者　西川　拓範
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
山口県下関市清末鞍馬５丁目１番10号　シティーハイム末長102号
債務者　原　　貴寛
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
山口県下関市竹崎町２丁目５番12号
債務者　下河内龍二
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第８６６号
大分市大字鴛野1576番地の２コーポ衛藤207
債務者　藏本　　遊
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３５号
岩手県花巻市高木第19地割50番地
債務者　藤川　健治
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第３６号
岩手県花巻市愛宕町12番28号
債務者　羽賀　　望
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第７６号
岩手県花巻市石鳥谷町北寺林第７地割362番地10
債務者　柏木　明美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１２９号
宮城県大崎市古川李埣字前田174番地４　山本貸家
債務者　前澤　鉄也
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
宮城県大崎市古川李埣字前田174番地４　山本貸家
債務者　前澤久美子（旧姓大竹）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
富山市宝町２丁目３番９号、前住所富山市宝町２丁目５番22―305号　パークサイド宝
債務者　岡田　義樹
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２３号
福井市花堂中２丁目５番２号、旧住所福井市花堂中２丁目６番11号
債務者　室谷　康彦
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
福井市花堂中２丁目５番２号、旧住所福井市花堂中２丁目６番11号
債務者　室谷　美夏
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
福井県吉田郡永平寺町鳴鹿山鹿第23号31番地、住民票上の住所福井市北四ツ居３丁目３番２号藤田マンション203号室
債務者　田原　浩和
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
福井県勝山市村岡町暮見第19号29番地１
債務者　前川　研一
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係